

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 YOU Mo

論文題目 The Legal Issues of Carbon Trading Markets  
(炭素取引市場における法的問題)

### 論文審査担当者

主査 名古屋大学大学院経済学研究科 教授 薛 進軍  
委員 名古屋大学大学院経済学研究科 教授 清水克俊  
委員 名古屋大学大学院経済学研究科 准教授 園田 正

## 論文審査の結果の要旨

## 1. 本論文の概要

## (1) 本論文の目的

本論文の目的は、炭素取引市場における関連法制度が市場に与える影響を考察し、中国で構築中の全国炭素取引市場を例に、関連法制度の構築法について提案する。

炭素取引市場を構築する目的は、気候変動への対応とともに、効率と経済の発展を進めることにある。その理論的な基礎はコースの定理である。コースの定理及び関連理論によれば、取引コストの存在のため、権利の初期的確立が市場の運市場の運行効果にとって非常に重要となるが、組織制度は権利の初期的確立に影響を及ぼしている。組織制度は取引コスト削減を主な目標としているが、法制度は、規模が安定しており、より強制的な組織制度とも言える。本論文では、前述した組織制度の視点から、法律条目、関連行政行為及び訴訟を事例分析し、炭素取引市場における各法制度の取引コスト及び権利移転効率への影響を検討する。

具体的に言えば、本論文は炭素取引市場における権利の初期的確立に関する以下の3点に注目する。まずは対象物である二酸化炭素の法律的な性質であり、政府がそれと関連する権利に対して、どのような規制を検討しているかに係わっている。つづいて炭素排出権の所有権であり、権利の初期的確立のキーポイントとして、この所有権は取引コストと移転効率に直接な影響を与えている。3つ目は炭素排出権の監査システムである。炭素排出権は自然に生まれるものではなく、政府が行政的な手段で与えるものである。監査とは、権利の初期的確立が市場の各面に受け入れられるための必要な手続きである。

## (2) 本論文の構成と内容

気候変動は、現在人類が直面している最も深刻な問題の一つであり、地球の環境保全、人類の生存と発展を脅している。全世界で気候変動に対応しようと協力し、将来的に地表温度の上昇を2℃以下に抑える目標を立てた。その中心的な対策として、温室効果ガスの排出をコントロールし、削減することがあげられる。

炭素市場は、「費用効果的に」炭素排出削減と経済発展という2つの目的を達成するための重要な手段と考えられ、市場参加者に長期的に有効なインセンティブと競争のメカニズムを提供する。市場行為の中心は権利移転であり、権利移転の前提は権利の明確化である。そして権利の明確化には、その法律的基盤や制度目標の分析が必要である。

炭素取引の市場において、権利の明確化は以下の問題に係わる。まずは対象物である二酸化炭素の法律的な性質であり、政府がそれ自身及び関連する権利に対して、どのような規制を検討しているかに係わっている。つづいて炭素排出権の所有権であり、権利の初期的確立の中心的課題として、この所有権は取引コストと移転効

## 論文審査の結果の要旨

率に直接の影響を与えている。最後に、炭素排出権の監査システムである。炭素排出権は自然に生まれるものではなく、政府が行政的な手段で与えるものである。このため、監査とは、権利の初期的確立だけでなく、市場による受け入れ保証のための必要な手続きである。しかし、他国と同様に、EU や中国における主な炭素市場では、関連法制度が不足している。本論文では、第三章から第五章まで、上述の問題を逐一検討する。

本論文は、炭素排出権の移転に関する制度が取引コストに与える影響を重点的に検討する。炭素排出権の移転についての関連制度は現行法律システムに統合されるだけでなく、炭素排出権の特徴と調和する必要がある。

本論文は行政法、民法と新制度経済学を結びつける総合的な方法論を採用する。理論面の革新に関しては、制度取引コストと契約取引コストという新しい概念を導入し、これらの取引コストと法制度、制度規模、資産専用性、基本的人権の関係に関する新しいモデルを打ち立てた。実践面の革新に関しては、炭素排出権の初期的確立に関する発見と問題について一連の解決案を提示した。

第一章「Introduction」では、問題の背景、中国における関連法制度の基本的な構成、伝統的な環境問題に係わる炭素排出削減の特徴、炭素税と炭素取引市場の比較に関する論争を説明する。

第二章「Theory and Methodology」では、主に法学理論及び新制度経済学という2つの視点から、本論文で利用する理論及び方法論を説明する。前半では、行政法学及び民法学を含め、炭素取引市場の現行法に関する問題を解決するための法学理論を概観する。後半では、本論文で使う新制度経済学に関連する方法論をレビューする。本章の理論面の革新については下記のようなものである。1) 「制度取引コスト」と「契約取引コスト」という新しいコンセプトを提示し、この2者の関係が制度規模を決める内生的要素であることを指摘する。2) 法制度が取引コストに与える影響を明らかにし、資産専用性（制度取引コストと契約取引コストに最大の影響を及ぼす要素）は法制度により調整可能であることを指摘する。3) 資産専用性が低いほど、内部組織はより多くの利点を持ち、制度は要素へ統合される。4) 人の行動の限定合理性、日和見主義の下で、いくつかの権利（基本的人権）は法制度によって保護されなければならない。

第三章「Legal Attribute of Carbon Dioxide」では、実証と規範という2つの面から炭素取引の対象物を検討し、二酸化炭素を法的大気汚染物と規定することの実行可能性と必要性を検討する。第一に、環境学、経済学及び法学における汚染物の定義から、各国の代表的な関連法に基づき、実証分析を行う。第二に、「二酸化炭素を法的大気汚染物とする可能性」について、二酸化炭素の排出削減手段において必須の行政行為及び法律基礎の規範分析を行い、それらを『大気汚染防止法』に

## 論文審査の結果の要旨

取り入れる必要性を検討する。第三に、反論への対応である。本章の結論としては、クリーンデヴェロップメントメカニズム（CDM）というプロジェクト（強制的炭素取引市場及び自主的炭素取引）を発展させようとしても、中国炭素市場において現行法の制度基盤が全く欠如していることがあげられる。その問題を解決するためには、特別法の制定が考えられるが、立法の複雑さを考慮に入れると、大気汚染防止法の改訂を特別法の制定と組み合わせるのが、より合理的な提案であろう。

第四章「Ownership of Carbon Emission Rights」では、炭素取引市場における対象物である二酸化炭素の関連権利を検討する。まず、環境法と国際法に関連して理論分析を行い、発展権と環境容量使用権の分割性と統一性を検討し、炭素排出権を自然人が有する発展権と国が有する環境容量使用権という2つの部分に分ける必要があると結論する。自然人が有する発展権炭素排出権は基本的人権として、市場取引に含めるべきではない。国が有する環境容量使用権は、無料分配といった行政行為或いは競売等の民事的契約を介して市場取引に含めてもよい。第二に、日本の大気汚染訴訟の事例分析を通じ、取引コストの節約における排出権分配の役割を検討する。結論としては、大気汚染分野において、民法の権利分配理論の単純な使用の促進は不十分であり、権利移転を阻害する恐れさえある。したがって、取引コストを削減し、権利の移転を推進するため、排出権の関連法制度の構築には新制度経済学における権利分配理論を用いるべきである。具体的に言えば、法的制度によって、人数が多く、組織として統一性がなく、情報に乏しいグループがより多くの排出権を獲得するべきである。企業の権利分配は、排出量ではなく、その産業及び組織の特徴に従って行わなければならない。

第五章「Verification of Carbon Emission Rights」で、炭素排出権の監査システムを論じる。本章では、取引コスト削減、特に制度における資産専用性の影響の観点から、EUと中国炭素市場における関連法制度を検討する。その結果としては、EUと中国の炭素取引市場法的制度は異なる取引コスト削減戦略を採用し、それぞれの利点と欠点を持っていることが言える。EUの監査システムでは、監査機構の取引相手が排出削減企業であり、その法制度が自由市場に傾き、直接に契約取引コスト削減に取り組んでいるため、詐欺のリスクがある。中国の監査システムでは、監査機構の取引相手が政府であり、その法制度が政府の規制に傾き、より高い制度的取引費用を支払って契約取引コスト削減に取り組んでいる。確かに、中国の法制度は、規模がそれほど大きくない炭素取引市場で効果的に活用されているが、中国の全国炭素取引市場を構築するにあたり、将来的に無視できない問題に直面している。例えば、監査機構が独占利益を求め、財政支出が多すぎ、レントシーキングになることが挙げられる。そのため、本章では、中国は法制度により、監査機構の人力資産専用性を高め、監査機構の取引相手を政府から市場内部企業へ変更するという解決

## 論文審査の結果の要旨

案を提示する。中国公認会計士協会は、監査システムを取りまとめる機構としてふさわしいとも考えられる。

第六章「Conclusion and Outlook」では、本論文をまとめ、将来の研究方向に関して予測し展望する。

## 2. 本論文の評価

第一に、法制度、資産専用性、取引コストの関係を分析する新しい構想を提起することにより、法と経済学の研究に貢献している。排出権取引に関しては、Coase は経済学的な基礎理論を作り、North は効率的な組織と財産権の取引価格のメカニズムを論じ、Williamson らは資産専用性と取引コストとの関係を分析したが、炭素取引市場に関しては、単に経済問題でなく、法制度の面から問題を検討する必要がある。本論文は、新制度経済学の概念と法制度の理論を融合させ、炭素取引市場を分析したという点で、評価に値する。

第二に、炭素市場に関する既存の法制度の問題を指摘し、その解決法を提示したことは、炭素市場の保障制度の整備に役立つと言える。炭素市場については、既存の関連行政行為に関する法律が十分整備されているとは言えない。例えば、炭素削減に関しては、主に環境法を利用して排出規制、取引を行っているが、二酸化炭素は大気汚染物に定められていないため、炭素取引は法律上不明確な取引となっている。これは各国が直面している問題であり、炭素市場開発の大きな障害となっている。本論文は、初めて二酸化炭素を大気汚染物として定義し、炭素の所有権と使用权を明確にした上で、経済と法律の両面から炭素排出の規制と取引の理論的根拠を提起している。

第三に、本論文は、中国の炭素取引市場をケース・スタディーに、その問題点を指摘し、EU 排出権取引制度 (ETS)、アメリカと日本の炭素取引市場建設の経験を分析した上で、2017 年に発効が予定される中国の全国統一炭素取引市場の構築に向けて、法律と政策の整備に参考となる意義を見出した。特に、EU の炭素監査システム、資産専用性と監査システム、レントシーキング、カリフォルニア州の炭素取引の成功経験、および日本の環境法は、中国の市場構築に対して重要な意義をもつことを指摘した。

本論文は以上のような学術的評価をもつが、今後の課題として、以下の問題が残されている。

第一に、本論文は制度経済学の理論を利用し、財産権、取引コスト、資産専用性に着目し、経済学と法学を融合させ、理論的に炭素取引市場を分析しているが、実証分析が不足している。炭素取引市場の現実的な経済問題に取り組むため、関連データを収集し、適切な実証分析をするべきである。

## 論文審査の結果の要旨

第二に、本論文は主に炭素市場の制度システムにおける経済と法律の問題に注目したが、これに加えて、炭素市場を健全化するために、より具体的な法律と経済政策を提案するべきである。

しかし、これらは今後の研究に対する要望であり、本論文がもつ高い学術的価値を損なうものではなく、本論文に対するわれわれの評価を変えるものではない。

### 3. 結論

以上の評価に基づき、われわれは本論文が博士（経済学）の学位に値するものであることを認める。

2016年7月13日

#### 論文審査担当者

主査：名古屋大学経済学研究科	教授	薛 進軍
委員：名古屋大学経済学研究科	教授	清水克俊
委員：名古屋大学経済学研究科	准教授	園 田正